

両面印刷です。裏面もご確認ください

タブレット端末貸出及び活用についての保護者向けQ&A

中城村教育委員会

Q1 「GIGA スクール構想」とは何ですか。
A 文部科学省が小中学校の児童生徒の1人1台端末（パソコン）の整備と学校に高速大容量の通信ネットワークを完備する教育施策で、従来の学習から、誰も取り残すことのない次世代型学習の実現に向け、児童生徒の力を最大限に引き出す教育の提供を目指すものです。端末を活用した双方向の授業により、一人一人の反応を踏まえたきめ細かな指導や、学習状況に応じた個別学習が可能となり、多様な子どもたちに個別最適化された学びが提供できるようになります。
Q2 タブレット端末の利用について料金はかかりますか。
A タブレット端末は無償貸出です。なお、タブレット端末やスマートフォンをインターネット接続できる通信環境がご家庭にある場合は、端末を家庭の通信環境に接続することができます。ただし、通信にかかる費用や充電は各家庭で負担いただくこととなります。
Q3 タブレット端末はいつまで借りることができますか。
A 貸出期間は、今在籍している学校を卒業、転出する時までです。卒業や転出等、お子さんが通学する学校での在籍期間が終了する際に、学校へ返却してください。
Q4 故障や破損したらどうしますか？また盗難された場合はどうすればよいですか。
A 速やかに学校に申し出てください。学校を通じて、修理等の手続や代替端末の貸出を実施します。なお、盗難被害にあった場合は、速やかに警察に届け出るとともに学校に連絡してください。
Q5 タブレット端末は、家庭へ持ち帰りは可能ですか。
A 学校で使用することを原則としていますが、「持ち帰りも可能」として運用を行います。持ち帰りの開始時期、頻度や内容については、児童生徒の発達段階や各学校、担任の判断に基づき、学校から連絡します。児童生徒がタブレット端末をノートや鉛筆と同じような文房具の一つとして使いこなすための取組となります。
Q6 タブレット端末の充電はどのようにしますか。
A 充電する場合は、学校から配布されたタイプCケーブルでの充電をお願いします。 注意・・・故障の原因となりますので、学校から配布されたケーブル以外は使用しないでください。
Q7 子どもが不適切なホームページ等へアクセスしないか心配です。
A 教育委員会や各学校にて、タブレット端末の活用ルールを定め、学習に関係のない不適切なホームページへのアクセスは禁止しています。また、有害サイト等へのアクセスを制限するため、フィルタリング設定も行っています。タブレット端末の利用に限らず、スマートフォンやSNSが普及する中、情報モラルを身に付け、情報技術の利用に関する適切で責任ある行為規範に基づいた行動をとる資質・能力を身につけることが求められています。各学校でも、安全で安心な活用に向けた情報モラル教育に取り組んでおりますが、ご家庭におきましてもご協力、ご指導をお願いいたします。